

令和7年4月17日

関係者 各位

一般社団法人日本消火装置工業会
事務局長 相賀 一成

「PFOS・PFOA等を含有する泡消火薬剤交換に伴う 交換範囲記録表」シールのご案内

平成21年10月30日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が改正され、PFOSおよびその塩が第一種特定化学物質に指定されました。これに伴い、当工業会では平成26年3月24日より、駐車場に設置された泡消火薬剤貯蔵槽に貼付する以下3種類のシールを発行しておりました。

- ・「PFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証」（黄色）
- ・「PFOS非含有泡消火薬剤」（白色）
- ・「PFOS非含有泡消火薬剤交換済証」（青色）

さらに令和6年3月5日より、全ての泡消火薬剤を対象として「泡消火薬剤 管理番号（薄グレー色）」のシールも発行されております。

当会ホームページ等で泡消火薬剤の交換範囲に関する情報も提供しておりましたが、一部物件において、配管内などの泡水溶液等が未交換のまま「PFOS非含有泡消火薬剤交換済証（青色）」が貼付されている事例が確認されています。

未交換のPFOS・PFOA等含有泡消火薬剤や泡水溶液が事故等によって意図せず放出された場合、水質汚濁防止法（第14条の2）に基づき、排出や浸透を防止するための応急措置を講じる必要があります。その後、速やかに事故の概要および講じた措置について、都道府県知事等への届出が求められます。また、事故時などに回収された泡水溶液等の廃棄については、「PFOSおよびPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従い、適切な処理が必要です。

関係者の皆様が泡消火薬剤や泡水溶液のリスクを適切に把握できるよう、「PFOS・PFOA等を含有する泡消火薬剤交換に伴う交換範囲記録表」シールを発行いたしましたので、ぜひご活用ください。

これに伴い、「PFOS非含有泡消火薬剤交換済証（青色）」シールの単体販売を終了し、「PFOS・PFOA等を含有する泡消火薬剤交換に伴う交換範囲記録表」とのセット販売に切り替えました。

シールの価格は以下の通りです：

・会員会社向け

- ・「PFOS・PFOA等を含有する泡消火薬剤交換に伴う交換範囲記録表」シール：
1枚 88円（税込）・セット：1枚 190円（税込）

・非会員向け

- ・「PFOS・PFOA等を含有する泡消火薬剤交換に伴う交換範囲記録表」シール：
1枚 110円（税込）・セット：1枚 264円（税込）

※金額には送料および振込手数料は含まれておりません。

購入について：

- ・当工業会ホームページ「刊行物のご案内」からお申し込みいただけます。お支払いは、請求書記載の銀行口座への振込となります。

【 シール見本 】

PFOS・PFOA等を含有する泡消火薬剤交換に伴う交換範囲記録表 <small>【 駐車場設置の泡消火設備用 】</small> <small>(該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> 及び必要事項を記入)</small>	
1. 貯蔵している泡消火薬剤 (泡第 _____ 号 ・ <input type="checkbox"/> : 固定式 ・ <input type="checkbox"/> : 移動式(_____ 台))	
2. 泡消火薬剤原液貯蔵槽本体 (容量: _____ L型 ・ <input type="checkbox"/> : 交換 ・ <input type="checkbox"/> : 未交換)	
3. 泡消火薬剤原液貯蔵槽内	
<input type="checkbox"/> : 交換 (泡消火薬剤・ラバーバック) (交換日: _____ 年 _____ 月 _____ 日)	
<input type="checkbox"/> : 泡消火薬剤のみ交換 (交換日: _____ 年 _____ 月 _____ 日)	
4. 流水検知装置の一次側泡消火配管内泡水溶液 (混合器～各流水検知装置の間)	
<input type="checkbox"/> : 交換済み (交換日: _____ 年 _____ 月 _____ 日) ・ <input type="checkbox"/> : 未交換	
<input type="checkbox"/> : 一部交換済み (交換した範囲を別途記載し、泡消火薬剤原液貯蔵槽本体などに掲示)	
5. 流水検知装置以降の二次側泡消火配管内泡水溶液 (各流水検知装置～各一斉開放弁～各手動起動装置の間)	
<input type="checkbox"/> : 交換済み (交換日: _____ 年 _____ 月 _____ 日) ・ <input type="checkbox"/> : 未交換	
<input type="checkbox"/> : 一部交換済み (交換した範囲を別途記載し、泡消火薬剤原液貯蔵槽本体などに掲示)	
6. 設置しているフォームヘッド (型式: _____ ・ メーカー: _____)	
<input type="checkbox"/> : 交換済み (交換日: _____ 年 _____ 月 _____ 日) ・ <input type="checkbox"/> : 未交換	
7. 交換請負会社名・担当者名: _____	発行: 一般社団法人 日本消火装置工業会

【ご注意ください】 ※本記録表への書き込み等で記載された内容は、当工業会では責任を負いかねます

1. 未交換のPFOS・PFOA等を含有する泡消火薬剤・泡水溶液は、水質汚濁防止法の規制の対象となりますので、事故等で放出した際には、水質汚濁防止法(第14条の2)に従い、排出又浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事等に届出を行ってください
2. 未交換のPFOS・PFOA等を含有する泡消火薬剤・泡水溶液および事故の際に回収された泡水溶液等の廃棄処理は、PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項等に従い適切に処理してください

以上